



社会福祉法人 榛永会

ケアハウス ぶどう苑

入居のご案内



充実した環境・スタッフと共に過ごす

家庭的で快適な心あたたまる安らぎの時間

一併施設一

特別養護老人ホーム しんとう苑
デイサービスセンター やまゆり
居宅介護支援事業所 しんとう苑

☎370-3504

北群馬郡榛東村広馬場1797-1

TEL 0279-25-7153

FAX 0279-55-6301

担当：杉山

HP: <http://www.shintouen.or.jp>



ケアハウス ぶどう苑

恵まれた環境の中、入居者の皆さんが楽しく健康的な生活を送れるよう援助させていただきます。”明るく元気に生き生きと”をモットーに、いつも笑顔の絶えない家庭的な雰囲気を大切にしております。

また、前橋・高崎・渋川等県央地域からのアクセスが良く、ご家族様の面会等もしやすい施設です。



ケアハウスとは？

核家族化により子供世帯と離れたり、隣人との交流も少なくなった現在、高齢者だけの世帯の不安は大きなものです。寝たきりとまではいかなくても、高齢による身体的な不自由は少なからずあると思います。そんな不安を解消し、個室によりプライバシーを保持しながら生活する高齢者向けのケア付きアパートがケアハウスです。全食事付きで、専門の職員が常駐しているので、安心して生活でき、外出も自由です。

定員 10名 (洋室6室・和室4室)

入居対象者

- ・原則60歳以上の方
- ・介護3未満で居室内で自立した生活が送れる方
(車いす使用でも移乗等がご自分でできる方)
- ・共同生活(食事・入浴等)に適應できる方

利用料 1ヶ月の利用料は、県補助金により低額な設定となっております(料金表参照)

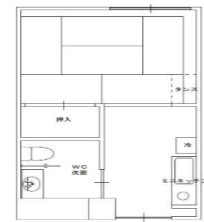
サービスの内容

- 食事** : 1日3回、栄養士が高齢者の健康や嗜好を考慮しバランスのとれた食事を用意します。
- 入浴** : 大浴室は月・水・金 個人浴室はご希望により利用できます。
おひとりの入浴が不安な方は、併設デイサービスの入浴が利用できます。
- 生活相談** : 相談員が各種生活相談に応じ、入居される方の不安に答えます。
- 健康管理** : 健康診断を定期的に行います。
- 買い物** : 移動スーパー「とくし丸」が週1回訪問販売を行っています。
- 緊急時** : 各居室、トイレ、浴室等に設置された緊急通報装置があります。

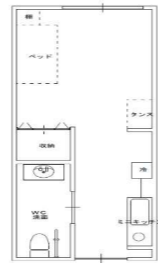
入居手続き 施設との契約になりますので、希望される方は、直接「ぶどう苑」にお申込みください。見学は随時受付中です。お気軽にお申し出ください。



ホール



和室4室



洋室6室



和室



洋室

料金表

社会福祉法人榛永会
ケアハウスぶどう苑

令和4年4月1日現在

(単位:円)

| | (年間収入) | | 事務費 | 生活費 | 管理費 | 月間納付額 |
|----|-----------|-------------|---------|--------|--------|---------|
| | 1,500,000 | 以下 | | | | |
| 1 | 1,500,000 | 以下 | 10,000 | 44,510 | 15,000 | 69,510 |
| 2 | 1,500,001 | ~ 1,600,000 | 13,000 | 44,510 | 15,000 | 72,510 |
| 3 | 1,600,001 | ~ 1,700,000 | 16,000 | 44,510 | 15,000 | 75,510 |
| 4 | 1,700,001 | ~ 1,800,000 | 19,000 | 44,510 | 15,000 | 78,510 |
| 5 | 1,800,001 | ~ 1,900,000 | 22,000 | 44,510 | 15,000 | 81,510 |
| 6 | 1,900,001 | ~ 2,000,000 | 25,000 | 44,510 | 15,000 | 84,510 |
| 7 | 2,000,001 | ~ 2,100,000 | 30,000 | 44,510 | 15,000 | 89,510 |
| 8 | 2,100,001 | ~ 2,200,000 | 35,000 | 44,510 | 15,000 | 94,510 |
| 9 | 2,200,001 | ~ 2,300,000 | 40,000 | 44,510 | 15,000 | 99,510 |
| 10 | 2,300,001 | ~ 2,400,000 | 45,000 | 44,510 | 15,000 | 104,510 |
| 11 | 2,400,001 | ~ 2,500,000 | 50,000 | 44,510 | 15,000 | 109,510 |
| 12 | 2,500,001 | ~ 2,600,000 | 57,000 | 44,510 | 15,000 | 116,510 |
| 13 | 2,600,001 | ~ 2,700,000 | 64,000 | 44,510 | 15,000 | 123,510 |
| 14 | 2,700,001 | ~ 2,800,000 | 71,000 | 44,510 | 15,000 | 130,510 |
| 15 | 2,800,001 | ~ 2,900,000 | 78,000 | 44,510 | 15,000 | 137,510 |
| 16 | 2,900,001 | ~ 3,000,000 | 85,000 | 44,510 | 15,000 | 144,510 |
| 17 | 3,000,001 | ~ 3,100,000 | 92,000 | 44,510 | 15,000 | 151,510 |
| 18 | 3,100,001 | 以上 | 156,832 | 44,510 | 15,000 | 216,342 |

(注) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスの利用料の自己負担費用など、必要経費を控除した後の収入のことで。

備考

1. 生活費は、11月から3月まで、冬季加算として2,280円別途加算されます。
2. 個人の居室で使用した水道・電気料が月々の利用料に別途加算されます。
各居室個別メーターが設置されています(個人差があります。)
3. 事務費は毎年群馬県が改定します。